

## 社会福祉法人 優輝会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全職員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 3 年間

### 内 容

**目標 1** 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前・産後休業など諸制度の情報提供並びに相談体制の整備を行う。

#### (対 策)

平成 23 年 4 月～ 情報提供の手段及び相談体制について検討を行う。  
平成 23 年 6 月～ 管理職への社内研修を行い、全職員へ両立支援制度並びに相談体制の周知・啓発を行う。

**目標 2** 所定外労働を削減するため、毎週水曜日・給与支給日及び賞与支給日をノー残業デーとする。

#### (対 策)

平成 23 年 4 月～ 所定外労働時間の現状を把握する。  
平成 23 年 5 月～ 管理者用に所定外労働時間に関するマニュアルを作成し、所定外労働時間削減に対する意識の向上を図る。  
平成 23 年 6 月～ 管理者、職員に周知し一斉に帰宅できる環境作りを行い、職員の健康増進、家族とのふれあいや育児参加の機会を増やすとともに所定外労働時間の削減を図る。

**目標 3** 年次有給休暇の取得日数を職員一人当たり年平均 10 日以上とする。

#### (対 策)

平成 23 年 4 月～ 周知文書を掲示板に掲示し取得促進を図る。  
また、「リフレッシュ休暇」や「バースデー休暇」などを設け、計画的付与をすることにより有給休暇取得率の向上を図る。